

社会保障審議会企業年金部会の議論への期待

社会保障審議会企業年金部会は、2014年4月の厚生年金保険法改正法の施行を経て、企業年金等の私的年金の普及・拡大に向けた議論を開始しました。厚年基金加入者の移行先確保と共に、現在、50%に満たない企業年金カバー率を引き上げるべく、積極的な制度改革の議論が期待されます。

確定拠出・確定給付の2法制定以来の改革機運

社会保障審議会企業年金部会は、2014年4月以降、企業年金制度の拡大策を模索する議論を本格的に開始しました。背景には、厚生年金基金制度の新設禁止や特例解散制度の時限的な拡充が盛り込まれた厚生年金法改正法が4月に施行され、新制度下での厚年基金解散・代行返上が開始される中で、可能な限り多くの加入者が他の企業年金に移行できるような態勢構築が急務となっていることがあります。

また、少子高齢化による公的年金の役割縮小に伴い、私的年金の重要性が高まっていることもあります。ここで言う私的年金とは、民間で提供・運営される年金制度全般であり、企業年金はその中心的存在です。

公的年金は、2015年からマクロ経済スライドがようやく発動される見込みです¹。マクロ経済スライドが発動されれば、公的年金の持続可能性

は高まりますが、それは同時に、公的年金給付が長期にわたり実質的に目減りし続けることを意味します。したがって、私的年金を通じた老後のための所得確保が従来以上に重要となりますが、企業年金加入者は2012年度末時点で1,661万人、同時点の厚生年金被保険者3,472万人に占める割合は48%にとどまります²。過去十数年間の推移を見ても、減少・横ばいです。この状況を反転させ、企業年金を普及させるための施策が求められているわけです。

さらに、私的年金改革は、安倍政権の成長戦略第2弾である「『日本再興戦略』改訂2014」にも盛り込まれています。豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環を確立する施策の一環で、確定拠出年金(DC)の普及促進のために、DCの運用資産選択の改善やライフスタイルの柔軟性への対応等について、3階部分も含めた公的年金制度全体の見直しとあわせて検討することと記さ

¹ マクロ経済スライドは、少子高齢化による現役世代の負担を軽減するべく、2004年公的年金改革により導入された給付抑制策ですが、デフレ経済等のため10年間発動されずにきました。

² 複数の制度への加入者は重複計上していますので、実際はこれよりも低くなります。企業年金連絡協議会は加入者数1,486万人、厚生年金被保険者に占める割合42.8%と推計しています(2014年6月30日 第6回企業年金部会資料)。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されました御客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

れています。

厚生年金基金の移行先確保、公的年金の縮小に伴う役割の拡大、閣議決定文書である成長戦略の要請。今般の私的年金普及・拡大に向け

た議論は、2001年に確定拠出年金法と確定給付企業年金法の2法が制定されて以来の、本格的な制度改正につながる可能性をはらんでいます。

図表 社会保障審議会企業年金部会の検討課題案

項目	検討課題案	主な対象
I 企業年金等の普及・拡大		
①一般企業向けの取組	<ul style="list-style-type: none"> 各企業の実情に応じた多様な制度設計を可能とするための、DB・DC 制度間のイコールフットingの確保 企業の組織再編等に対応するための制度間移行に係る手続のあり方やポータビリティの向上等 	DC DC
②中小企業向けの取組	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業が企業年金を実施・継続する際の負担を軽減するための新たな仕組み (DB については追加拠出可能性や制度運営コストを抑制するための仕組み、DC については投資教育や事務手続コストを抑制するための仕組み等) 労使の継続的な関与・監視を前提とした、DB・DC 双方の特長を併せ持つ制度設計のあり方 (諸外国の事例や企業年金関係団体からの提言も踏まえて検討) 	DB、DC DB、DC
II ニーズの多様化への対応		
①柔軟で弾力的な制度設計	<ul style="list-style-type: none"> 労使の継続的な関与・監視を前提とした、DB・DC 双方の特長を併せ持つ制度設計のあり方 (再掲) 制度設計の選択肢の多様化を図る場合における労使の関与・監視のあり方及び関係者の役割と責任のあり方 	DB、DC DB、DC
②ライフコースの多様化への対応	<ul style="list-style-type: none"> 各制度間のポータビリティの拡充や、資産移換時のコスト軽減 企業年金等における個人単位で加入する仕組みの位置付けや個人型 DC の適用範囲のあり方 	DC DC
III ガバナンスの確保		
	<ul style="list-style-type: none"> 企業年金の運営全般について、労使が明確な運営方針を示し継続的に関与・監視する仕組みのあり方 一定の積立目標に対する積立不足を速やかに解消できるなど制度のリスク等に応じた弾力的な運営ルールのあるあり方 制度設計の選択肢の多様化を図る場合における労使の関与・監視のあり方及び関係者の役割と責任のあり方 (受託者責任等) 制度設計のあり方に応じた効果的な投資教育のあり方 	DB、DC DB DB、DC DC
IV その他		
①現行制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> DC の運用資産選択について、個々人のニーズ等を踏まえた適切な運用資産選択に資する措置 (『日本再興戦略』改訂版 2014』等を踏まえた議論が必要) DB・DC の申請諸手続等の簡素化 中退共等の他制度との関連について、制度間の連携強化やポータビリティの向上等を通じた企業年金等を継続しやすい措置 マッチング拠出の取扱 	DC DB、DC DB、DC DC
②公的年金制度や税制等との関係	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金の給付水準を前提とした、老後の所得確保のための制度としての企業年金等の位置付け及びこれに対応した税制のあり方 (企業年金等のあり方を検討するにあたっては、法律上「国民の高齢期における所得の確保」を目的とした制度であることを踏まえつつ、退職金制度と老後の所得確保のための制度という2つの側面から検討。) 各制度間のポータビリティの拡充や、資産移換時のコスト軽減 (再掲) 企業年金等における個人単位で加入する仕組みの位置付けや個人型 DC の適用範囲のあり方 (再掲) 	DB、DC DC DC

(出所)第7回社会保障審議会企業年金部会資料(2014年7月25日)より野村資本市場研究所作成

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

企業年金部会の検討課題案の注目点

企業年金部会の2014年7月25日の会合では、労使や金融機関など関係団体からのヒアリングを踏まえ、検討課題案が示されました³。その概要は図表の通りです。以下では、注目すべきポイントとして、①私的年金の役割、②DBとDCのイコールフットイング、③新制度導入の検討、④税制改正への影響、⑤DCの運用改善へのフォーカス、の5点を挙げたいと思います。

1. 私的年金の役割

今回の「検討課題案」を見ると、私的年金の役割を相当程度引き上げようとする意気込みが感じ取れます。例えば、課題設定の視点として、「諸外国でも、公的年金制度の財政的課題や働き方の多様化に対応し、公的年金と私的年金とを組み合わせることで老後の所得確保を図る方向で制度改正を行う流れ。」「OECD等の統計では、一定以上の加入率がある私的年金制度はいわば公的年金に準ずる所得保障の制度として、その両者を合わせた形で制度的な保障の水準が示されている。」と述べられており、補完関係というよりは両者一体という書きぶりです。

仮に、公的年金と私的年金を合わせた形で所得保障を図るのであれば、私的年金の加入率は非常に高い水準、可能であれば100%を目指す必要があります。英国の自動加入義務付け制度など、海外には大胆な施策の実例もあります⁴。それらを参照しつつ、どの程度踏み込んだ議論

がなされるのか注目されます。

2. DBとDCのイコールフットイング

「検討課題案」では、企業年金等の普及・拡大のための取り組みとして、「DB・DC制度間のイコールフットイングの確保」が挙げられました。

DBとDCは、それぞれ長所・短所を持っています。どちらかが一方的に優れるということはなく、本来、制度上の扱いも同等であるべきです。しかし現実には、DCには、DBにない様々な制約が課せられています。例えば、DBには制度上の給付限度額が設定されておらず、労使で自由に給付水準を設定し、必要な掛金を損金算入することができます。これに対しDCには厳格な拠出限度額が設定されており、その水準が十分でないために、自社に適した退職給付制度を設計できないケースもあると言われています。また、退職年齢前の中途引き出しも、DBでは脱退一時金の受け取りが可能であるにも関わらず、DCでは厳格に規制されています。

DBとDCのイコールフットイングとは、実質的には、DCの制度改正を行い、DBには存在せずDCのみに課せられている制約を撤廃することを意味すると思われます。厚年基金が事実上の消滅に向かっている今、厚年基金導入企業の太宗を占める中小企業にとって、使い勝手のよい制度の整備は最優先事項です。企業年金加入者を増やすという最終目標に向けて、制度改正の速やかな実施が期待されます。

3. 新制度導入の検討

「検討課題案」では、企業年金の普及・拡大と、人々のニーズの多様化への対応策として「DB・DC双方の特長を併せ持つ制度設計のあり方」の検討が盛り込まれています。いわゆるDB・DCのハイブリッド制度を新たに導入することを意味すると思われます。

³ 「企業年金部会における検討課題(案)」第7回企業年金部会資料、2014年7月25日。

⁴ 英国では2008年の制度改正により、私的年金への自動加入制度が導入されました。雇用主は、従業員を適格な私的年金に自動的に加入させることを義務付けられます。従業員が非加入を希望すれば脱退することができるので強制加入ではありませんが、多くの従業員が加入し続けることが期待されています。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

非正規雇用の増大など、雇われ方・働き方の多様化が進んでいることは論をまちません。多様化への対応力の高い私的年金制度を目指すべきであり、新制度の導入は一つの方法です。しかし、種類の増加は、私的年金制度全体の複雑化を招き、結果的に、企業と従業員にとって使い勝手が悪くなる危険を伴います。その危険を犯す価値があるほどのニーズが存在するのか、既存制度の改正では不十分なのか、慎重な検討が求められます。

4. 税制改正への影響

「検討課題案」の項目の多くは、税制改正を必要とするものです。上述のDB・DCのイコールフットリングもそうですし、「ライフコースの多様化への対応」として挙げられた「個人型DCの適用範囲のあり方」、すなわち個人型DCの加入対象者拡大も然りです。また、「検討課題案」の「老後の所得確保のための制度としての企業年金等の位置付け及びこれに対応した税制のあり方」には、給付時課税の議論も含まれると思われま

す。2014年8月29日に厚生労働省より公表された平成27年度税制改正要望には、「現在、社会保障審議会企業年金部会において制度のあり方の検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる」と記されました。企業年金部会の議論次第では、通常はハードルが高いとされる税制優遇の拡大もあり得ると理解できます。

5. DCの運用改善へのフォーカス

「検討課題案」の中で、「『日本再興戦略』改訂2014」と直接関連付けられたのが、DCの運用改善です。「DCの運用資産選択について、個々人のニーズ等を踏まえた適切な運用資産選択に資

する措置」は、「『日本再興戦略』改訂2014」を踏まえた議論が必要とわざわざ記されており、閣議決定文書の重みを感じさせられます。

DCは制度全体の資産の6割が、元本確保型商品(預貯金・保険商品)に入られています。低金利の環境下ではほとんど資産の増加が見込めません。加入者自身による商品選択の結果とはいえ、加入者が長期にわたる低利回り運用が退職資産形成に及ぼす影響を真に理解しているのか、年金制度を通じた老後のための資産形成という目的がこれで果たせるのかという懸念が生じています。

米国をはじめとする諸外国のDC制度を見ると、加入者の選択という原則を維持しつつも、加入者が年金運用として一般に受け入れられている運用商品に投資するのを、容易にするための施策が講じられています。海外事例を参照しつつ、日本なりのソリューションの模索が求められます。

今後の展望

冒頭で述べたとおり、今後、厚年基金の多くが解散・代行返上に向かっていきます。厚生労働省によると、2014年7月末時点で存在する510基金のうち、296基金が解散または代行返上の内諾済みとなっています。改正法施行から4カ月でこの状態であり、厚年基金の移行先の整備は、早急に取り組むべき課題です。税制改正を伴う内容については、税制改正大綱が例年12月中頃に策定されることも念頭に置く必要があるでしょう。

同時に、企業年金制度拡充への注目が、一時的・単発的なものにとどまることなく、企業年金部会が、私的年金の役割の大幅な拡大、抜本的な普及・拡大策など、中長期的な課題の議論の場となることも期待されます。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

弊誌の記事はバックナンバーも含めてホームページでご覧頂けます。
当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。
ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集: 野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、
野村資本市場研究所、野村総合研究所

発行: 野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター
(年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2

アーバンネット大手町ビル

TEL: 03 (6703) 3991

FAX: 03 (6703) 3981

Email: nenkin@jp.nomura.com

— 次号のお知らせ —

次号は

9月29日(月)

発行予定です。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されました御客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合は、2,808円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

加入協会／日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会